

1 トイレに対する意見への回答について

■ 第4回、第5回WSにおける意見

- ①「車いす対応トイレの数と機能分散が最終的にどうなったかを示してほしい。」
- ②「異性介助が行える車いすスペースを有しない男女共用トイレの設置をしてほしい。」
- ③「異性介助が行える車いすスペースを有しない男女共用トイレの設置が困難な場合は、車いす対応トイレ内に、カーテンや折り畳み式簡易椅子の設置をしてほしい」

■ 回答

- ①「オストメイト洗浄装置」や「おむつ交換台」等の機能を車いす対応トイレ(男女共用)や男子トイレ、女子トイレに分散して配置します。(トイレ機能分散配置図参照)
- ②③ 男女共用トイレはスペースが確保できないため、設置が困難です。
⇒ 関係機関へ情報提供を行い、参考意見としての活用を依頼

※Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

多機能トイレを補完し、機能を分散して配置できるよう、男女別のトイレ内に以下の2種類の便房を設置する。

「簡易型多機能便房」

これは、便房内に手すりを設置し、車いすで出入し便器に移乗できるスペースを確保した上で、ベビーチェア、オストメイト用設備など、多機能トイレの機能の一部を備えたものである。

「個別機能を備えた便房」

これは、手すり、ベビーチェア、オストメイト用設備など、個別機能を備えたものである。

1 トイレに対する意見への回答について

■ 第4回、第5回WSにおける意見

- ④「トイレのドア鍵は、中に人が入っているか見て分かるようにしてほしい。」

■ 回答

- ④ トイレ便房は、常開(使用していない時は扉が開いている。)扉に統一することを基本として改修します。困難な場合は、大きく見やすい施錠状態の表示を行います。引き戸は常開にすることが困難なため、施錠状態をわかりやすく表示します。

※Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

ドアの開閉装置は、ドアや壁そのものと視覚的にコントラストをつける必要がある。また、使用中の表示は施錠と連動させ、大きく分かりやすいものとする。

使用していない時は、常時扉を開いている状態に保つ等、使用可能であることをわかりやすくすることが望ましい。

2 観客席に対する意見への回答について

■ 第4回、第5回WSにおける意見

- ①「付加アメニティ座席は階段の上り下りが不要な、通路からアクセスしやすい場所へ設置してほしい。」(東京体育館)
- ②「区画された観覧席は階段の上り下りがある場所でも構わない。」
- ③「対面での手話や盲ろう者対応ができるスペースを確保した付加アメニティ座席を設置してほしい。」

■ 回答

- ①②付加アメニティ座席はコンコースからフラットに移動できる位置に設置します。
(東京体育館については、席数の確保より使い勝手を優先し、当初計画していた付加アメニティ座席の位置と、区画された観覧席の位置を入れ替えます。)
- ③付加アメニティ座席は前面又は側方に広いスペースを確保しているため、対面での手話対応が可能です。

※Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

付加(エンハンスド)アメニティ座席は、車いすを使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席を設置する。当該座席は、設置前方と片側のスペースを通常より広く取っている。

会場総座席数の少なくとも1%の付加アメニティ座席を用意するのが望ましい。これら座席についても、様々なエリアに分散させ、エリア内では列の端で、できるだけ階段の上り下りの少ないところに配置するのが望ましい。

乳幼児連れ、知的障がい・発達障がい・精神障がいを含む障がい者等の利用者が周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設けることが望ましい。

3 情報保障(サイン)に対する意見への回答について

■ 第4回、第5回WSにおける意見

- ①「ピクトグラムだけでなく文字の視認性も考慮してほしい。」
- ②「サインの大きさに関しては、近くでみるものと遠くでみるものと、それぞれ見やすいよう計画をしてほしい。」
- ③「トイレの便房には機能の表示をしてほしい。」

■ 回答

- ①ピクトグラムを中心とし、文字の視認性も考慮してサイン改修を行います。
- ②サインの大きさに関しては、近くでみるものと遠くでみるものと、それぞれ見やすいよう、視認距離に応じた、適切なサイズのサインを設置します。
- ③トイレや便房の出入口に、機能表示を行います。

※ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

どのような表示サインにも、国際的に認められたシンボルの利用が望ましい。障がい者に関しては、国際シンボル、矢印、強調する特徴についての文字による説明が必要である。

人々を誘導するため通路に沿って掲示される道案内の位置表示サインは、同一経路内では、同じ色彩と触感にし、さらに同じ位置に取り付けるようにするのが望ましい。

不特定多数が利用するトイレには、オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッド、大型ベッドを機能分散して設置し、当該トイレや便房の出入口には、その旨の機能表示を行うこと

4 エレベーターに対する意見への回答について

■ 第4回、第5回WSにおける意見

- ①「聴覚障害者のエレベーター閉じ込め対策として、外部と連絡が取れるようにしてほしい。」

■ 回答

- ① 新設するエレベーターについては、閉じ込め対策として呼び出しボタンとインジケーター(表示盤)の設置を行うとともに、ガラス窓など外部から中の様子が確認できるよう対策を行います。

※ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

エレベーターそれぞれに、緊急応答システムにつながる双方向の通信システムを備えているものとする。かご内に、緊急時に聴覚障がい者が外部と連絡を取ることが可能な(緊急連絡を必要としている者が聴覚障がい者であることが判別できる)ボタンやモニターを設置することが望ましい。

公共交通機関以外では、緊急事態および犯罪防止のため、エレベーターはかご内部から外部を、またかご外部から内部を視認でき、連絡ができる構造とすることが望ましい。

5 スロープ、階段に対する意見への回答について

■ 第4回、第5回WSにおける意見

- ①「新設スロープ(幅員1,800mm)の幅を拡幅してほしい。」(東京体育館)
- ②「新設スロープの位置を変えたり、階段1段目ラインを変えるなどし、外構階段踊り場の形状が段により異ならないようにしてほしい。」(東京体育館)
- ③「変則形状の階段は前の人の中しか見えない状況では、事故のもととなるため、人の配置をすべき」(東京体育館)

■ 回答

- ①人の往来が多数見込まれるため、メインアリーナエントランス入口への動線に支障しない範囲で最大限スロープを拡幅します。(東京体育館)
- ②③ 外構階段は建物の屋根の一部を形成しているため、大幅な形状変更が困難です。
(東京体育館)
⇒ 段鼻の視認性を向上させるほか、関係機関へ情報提供を行い、参考意見としての活用を依頼

※ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

歩行者用通路については、車いす使用者を含む高齢者・障がい者が安全に通行できるよう、有効幅員の基準を、設置場所ごとに主要寸法参照表1に規定する。

- ・ 推奨 2,000mm以上、標準 1,800mm以上

※階段併設の場合

- ・ 推奨 1,400mm以上、標準 1,200mm以上

6 その他意見への回答について

■ 第4回、第5回WSにおける意見

- ①「外の北側スロープの下の階段を通行する人が頭をぶつける可能性があり危険。通さない工夫をしてほしい。」(東京体育館)
- ②「玄関扉の大きなガラス面へ衝突の危険がある。」(東京体育館)
- ③「発達・精神・知的障害の方が、クールダウンスペース(ついたてを立て長椅子を2～3脚程度設置等)として休める場所があると良い」

■ 回答

- ① 通行に危険がある箇所には、柵で囲う等侵入防止措置を行います。(東京体育館)
- ② ガラスに衝突防止サインを設置する等、衝突防止措置を行います。(東京体育館)
- ③ クールダウンスペースについては、関係機関へ情報提供を行い、参考意見としての活用を依頼

※ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにおける記載

選手村や大会会場については、100mmを超えて連絡通路や廊下なども含めた歩行者専用通路に張り出さないこととするのが望ましい。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突することがないように、衝突防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。